

プロジェクト名：寄付税制に関する国際比較研究—国境を超える寄付税制・ヨーロッパの経験から—

プロジェクト代表者：後藤和子（経済学部・教授）

1 本研究の目的

寄付税制に関する本格的な国際比較研究は、未開拓の研究テーマである。しかし、日本でも、先進的な NPO が寄付市場を創出する試みを行うなど、現実的にも重要な課題となりつつある。本プロジェクトは、オランダ・ライデン大学の准教授（税法） S.Hemels を埼玉大学の短期招聘で招聘するのを機に、本格的な国際比較研究を行うものである。

1980年代以降、従来、公的セクターが担ってきた公共サービスを、民間や非営利セクターが担うという公私役割分担の大きな変化がおきている。そしてそれと呼応するように、補助金や給付政策に代えて、租税支出が増大していることは多くの研究が指摘するとおりである。そうした租税支出の1つに、寄付税制がある。

日本でも、2000年代になり寄付税制は、個人の場合、控除最低額を5千円に引き下げ、上限を所得の40%まで引き上げる等、寄付を促進する方向で改正が行われてきた。しかし、EU内では、海外のNPOに対する寄付に対しても所得控除を行うオランダのようなケースも出始めている。この場合、オランダ政府が海外の非営利組織を間接的に支援することになる訳で、その租税支出の正当性や経済的インパクトをめぐり、「寄付税制は税の浸食か新たな財源となるのか」、EU内で大きな議論を巻き起こしている。

本研究は、かかる最新の動向も踏まえ、寄付税制に関する国際比較研究を行うものである。

2 研究の経緯

・研究代表者は、寄付税制や文化領域の税制に関して、以下のような研究を行ってきた。

Kazuko Goto and Sigrid Hemels, Charitable Giving and Tax Incentives: Japan, the Netherlands, and the U.S. The Tax Notes International, 2007, Oct

Kazuko Goto and Sigrid Hemels, Tax incentive for charitable giving to arts and culture, a comparison between the USA, Japan and the Netherlands, Association for cultural economics international 2006,

後藤和子「文化税制への制度経済学的アプローチ」日本財政学会第63回大会, 2006年10月

後藤和子・則本浩佑「政策課税としての文化税制—その理論的根拠と望ましいデザイン」『文化経済学』第6巻第3号, 2009年3月

・以上の研究の蓄積を踏まえ、このプロジェクト研究では、新たに、2009年8月のオランダ・ライデン大学訪問や、同年10月にライデン大学法学部准教授 S.Hemels を招聘して共同研究を行った。グローバル化とEU統合のなかで、オランダがどのような税制政策を行っているのか、その最新の動向を知ると同時に、市民セクターの資金を引き出す文化領域のタックス・インセンティブや、その1つとしての国境を超える寄付税制について、共同研究を行った。

3 国境を超える寄付税制—オランダと日本の国際比較の視点から

まず、日本、オランダ、アメリカの寄付税制の歴史を比較してみると以下のようなになる。

	Individuals	Companies
USA	1917	1917
Netherlands	1952	1952
Japan	1962	1942

一見して明らかであるが、法人寄付への控除が個人寄付の控除より20年前に開始されているのは、日本だけである。また、個人寄付控除が導入される1年前（1961年）に、特定公益増進法人（1988年開始）の前身である「試験研究法人等」という枠ができ、その後、その枠への個人寄付の控除が開始されたことは注目に値する。つまり、日本の場合、公的な目的への個人の積極的貢献というアメリカの伝統とは異なり、公共目的への企業の貢献ないしイニシアティブというインフォーマルな伝統の上に、寄付税制のマトリックスが形成されたと見ることができる。

1962年に導入された個人に対する寄付税制の根拠は、「公益事業の施設の整備拡充等が公債に依存するばかりでなく、民間の寄付に期待している事実が相当にあること」であり、「教育又は科学の振興を図るため、個人が行う寄付金についても寄付金控除制度を創設」することになったのである。しかし、官が個人寄付の対象である公益の範囲をあらかじめ限定するという考え方が、極めて日本的な文脈であることは、国際比較から明らかである。

それに対して、オランダの場合には、ピラー（Pillars=柱状社会）の伝統の上に寄付税制が形成され、その後、福祉国家の形成とともに政府が強いイニシアティブを発揮してきた経緯がある。1917年にリベラルパーティーがその政治勢力を失って以来、いくつかの政治勢力が並立する柱状社会は1940年まで続いた。各ピラーは、それぞれ、独自の新聞、出版社、レジャークラブ、図書館、放送局を持ち、文化的にも干渉し合うことなく併存した。柱状社会が崩壊した後も、そのインフォーマルな影響は続き、その崩壊が始まったのは1960年代以降であると言われている。非営利セクターに関して政府統制が寛容なのは、それぞれのピラーに対して介入しにくく、それぞれを平等に扱わなければならないという要請によるものであると思われる。1952年に寄付税制が導入された理由は、非営利組織の財政を支援するためであった。

かかるピラーの伝統と、その後の福祉国家による手厚い社会保障は、アメリカほどには、個人のイニシアティブによる公共的問題へのサポートを発展させることができなかつたと推察される。統計的には、世界で最もNPO従事者（就業者）が多いオランダにおいて、タックス・インセンティブが大きいにも拘わらず、アメリカほどには個人寄付額が多くないのは、ピラーの伝統と、その後の福祉国家による手厚い公共サービスが影響しているように思われる。

つまり、寄付税制や政府による非営利セクターの統制といったフォーマルなルールの形成には、インフォーマルな制約が影響を与えていることが分かる。寄付税制やインセンティブがほぼ同様であったとしても、インフォーマルな制約としての社会的・文化的コンテクストが影響を及ぼし、異なる結果を生み出すことが推測できる。

ところで、グローバル化は、寄付税制にも大きな影響を及ぼしている。近年の傾向として、EU内では、海外のNPOに対する寄付に対しても所得控除を行うオランダのようなケースも出始めている。この場合、オランダ政府が海外の非営利組織を間接的に支援することになる訳で、その租税支出の正当性や経済的インパクトをめぐる、「寄付税制は税の浸食か新たな財源となるのか」、EU内で大きな議論を巻き起こしている。

かかる寄付税制の動向は、環境をめぐる国際的連帯をめざすグローバル・タックスの動向とも重なり合う新しい傾向である。オランダは、国際競争力を強めるために、優秀な企業や個人を惹きつけるための政策課税を行う等、グローバル化とEU統合に対応しつつ、税制改革を行ってきた。国境を超える寄付税制も、そうした流れに位置づけられるものであり、数年後には、その効果が検証されるとともに、ODA等の直接支援と対比される国際間の間接支援として、その効果や理論的正当性が問われることになるだろう。